

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大多喜町長

公表日

令和3年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき固定資産(土地、家屋および償却資産)の管理を行っている。 ・賦課期日現在に登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充台帳、償却資産課税台帳に登記または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。 ・固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準額に基づく税率にて計算した金額により賦課をする。 ・固定資産税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。 ・所有者からの申請に基づき、各種資産に関する証明書を発行する。
③システムの名称	固定資産税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、地図情報システム、家屋評価システム、eLTAXシステム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 行わない 【情報照会】 27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 行わない 【情報照会】 20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課 課税係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	所属長	税務住民課長 市原 和男	税務住民課長 和泉 陽一	事後	
平成29年7月10日	連絡先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	税務住民課 課税係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2122	事後	
平成31年4月1日	所属長	税務住民課長 和泉 陽一	税務住民課長	事後	
平成31年4月1日	請求先	総務課文書広報係 0470-82-2111	総務課総務係 0470-82-2111	事後	
平成31年4月1日	対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成31年4月1日	対象人数(いつ時点の計数か)	平成26年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	取扱者数(いつ時点の計数か)	平成26年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	請求先	総務課総務係 0470-82-2111	総務課文書広報係 0470-82-2111	事後	
令和2年12月25日	対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和3年7月5日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月5日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年12月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年11月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】20条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】20条	事後	
令和3年11月30日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月30日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	